

平成30年度 国立大学法人お茶の水女子大学不正行為防止計画

平成30年3月27日

国立大学法人お茶の水女子大学においては、研究活動における不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、「国立大学法人お茶の水女子大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」（平成18年制定、平成29年改訂）に基づき、不正行為防止計画を次のとおり策定する。

1. 研究活動における不正防止の取り組み

実施項目	不正行為防止計画	
	不正発生要因	具体的な行動計画
研究者倫理の向上	コンプライアンスに係る責任体制が不明確。	本学の研究不正防止の体制を整備するとともに、FDなどで不正防止の取り組みを教職員に徹底周知する。
	FDの出席率が悪い。	FD出席の際、誓約書を提出させ、提出していない教員には研究費応募などを制限することにより、全員の出席を義務付ける。
産学連携に伴うリスク管理	コンプライアンスに係る教育の不徹底による周知不足。	FDなどで、産学連携に伴うリスク教育を徹底する。
論文作成などにかかわる不正	論文作成などが個人に任されている。	論文作成時のチェックを徹底するとともに、研究ノートなど生データの一定期間の保管を義務付ける。
学生に対する研究倫理教育	全ての学部学生、博士前期課程、博士後期課程学生に対して、研究倫理教育を義務付けていない。	全ての学部学生、博士前期課程、博士後期課程学生に対して、研究倫理教育の義務付け、受講機会の提供を行う。

研究データの保存・開示	適切なデータ保存についての確認がされていない。	研究データの保存等について、規程で定めた内容に基づき、適切に保存等がされているかの確認を行う
不正防止、不正行為ハンドブックの作成	不正防止、不正行為についてのハンドブックが作成されていない。	研究活動における不正防止、不正行為に対する認識をできるだけ分かりやすくするため、ハンドブックの作成を行う。

2. 公的研究費の適正な管理・運営を行うための取り組み

実施項目	不正行為防止計画	
	不正発生要因	具体的な行動計画
ルール周知	新任教職員へのルールの説明が遅れる。	新任教職員へのルール説明会を年度初めに実施するとともに、会計マニュアル（IT便利帳）のホームページ掲載を周知する。
	獲得した競争的資金等の使用ルールを理解していない。	競争的資金等を獲得した時点で、事務担当者との研究計画及び使用ルールの確認を行う。
予算の管理	研究者が予算執行状況等を把握していないため、年度末に予算執行が集中する。	研究計画に基づいた予算執行状況を定期的に確認するとともに、必要に応じ改善を求める。
発注・検収制度	50万円以下の物品は教員発注が可能。	発注時に購入物品及び立替払の詳細について会計Webを通じて事務部門に提出する。
	再発行可能な領収書による立替払請求	二重請求を防止するため、領収書以外の証拠（見積書、納品書がなければ箱の宛名ラベル等）を提出する。

	換金性の高い物品の管理が不十分。	対象物品について必要事項（取得日、品名、金額、財源、使用場所、耐用年数等）を記載した管理台帳を作成し、随時に管理状況について現物確認を行うことにより管理する。
旅費	旅行前に出張計画書の提出がなされない。	原則、旅行前に出張計画（旅行命令伺）を事務部門に提出し、把握・確認できる体制とする。
	旅行後に復命書（出張報告書）の提出がされない。	出張計画の実行状況等の把握・確認として、用務内容・訪問先・宿泊先・面談・出張の成果等が確認できる復命書の提出を義務付ける。重複受給がないかなども含め、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
謝金など人件費	事前に謝金の実施伺いが提出されない。	実施伺いは必ず事前に届け出ることとし、届け出のあった決裁及び事務処理手続きは速やかに行う。
	業務内容、業務日数などが雇用している研究者任せになっている。	作業者本人に作業時間、作業内容、署名、振込先を自筆で記入させ、作業時間等について事務担当職員が確認することをもって事実確認とする。